

件名：【重要】「令和6年度福島県高校生等奨学給付金給付事業」について（お知らせ）

1～3年生の保護者の皆様へ

（学生さんは、必ず保護者の方へ見せてください。）

日頃より本校の運営に関し、ご協力とご理解をいただき誠にありがとうございます。
さて、標記の件につきまして、福島県教育委員会より案内がありました。
内容は以下のとおりとなりますので、給付金の申請を希望する方は学生支援係までご連絡をお願いいたします。必要提出書類を窓口でのお渡し、又は郵送にてお送りいたします。

なお、保護者等の住所が県外にある場合は、その都道府県へ申請することになりますので、該当の都道府県窓口までお問い合わせください。

お問合せ先一覧：https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/detail/1353842.htm

＜制度の概要＞

福島県教育委員会では、授業料以外の教育費負担を軽減するため、住民税非課税世帯の方に、奨学給付金（返済不要）を給付します。

＜対象となる世帯＞

◆令和6年7月1日（基準日）現在、次の①～③のすべてに該当する世帯

- ① 保護者が福島県内に住所を有すること
- ② 保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割（令和6年度（令和5年分））
が非課税であること（生活保護受給世帯を含む）
- ③ 生徒が就学支援金対象校に入学し、就学支援金の受給資格を有する者
(または、学び直し支援金の対象者) であり、基準日に在学していること

◆家計急変による対象世帯

- ① 保護者が福島県内に住所を有すること
- ② 保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割（令和6年度（令和5年分））
が非課税ではないが、経済状況等の悪化により令和6年1月以降に家計が急変し、所得
割非課税世帯相当であると認められること
- ③ 生徒が就学支援金対象校に入学し、就学支援金の受給資格を有する者
(または、学び直し支援金の対象者) であり、基準日に在学していること

＜申請手続等＞

申請書に必要書類を添えて、福島高専学生支援係まで提出してください。

→対象をご確認の上、必要書類をご希望の際は、学生支援係までご連絡ください。手渡し、又は郵送でお送りいたします。

（申請書は、以下ホームページからダウンロードすることもできます。また、給付額等の詳細につきましても、以下ホームページにてご確認ください。）

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/edu/koukoukyoiku22.html>

＜提出期限＞

第1回：令和6年7月19日（金）学生支援係必着

第2回：令和6年8月21日（水）学生支援係必着

第3回：令和6年9月 4日（水）学生支援係必着

※書類に不備があり期限内に間に合わない場合には、次の回の申請に回します。

申請が遅れますと、決定時期も遅くなりますので、ご了承ください。

＜問い合わせ・提出窓口＞

福島高専学生課学生支援係

〒970-8034 福島県いわき市平上荒川字長尾 30

0246-46-0873